

熊本市水道施設樹木点検等業務委託（単価契約）標準仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、熊本市上下水道局維持管理部水運用課が発注する維持管理に関する業務委託（単価契約）に適用する。

但し、同一項目で本仕様書と特記仕様書が異なる場合は、特記仕様書に定める仕様を優先とする。

また、本業務の実施にあたっては本仕様書によるほか、各項に準拠して実施するものとする。

(1) 「上下水道工事共通仕様書（土木共通編）（熊本市上下水道局 最新版）」

(2) 「上下水道工事施工管理基準（土木共通編）（熊本市上下水道局 最新版）」

(3) その他関連図書

これらに記載ないもの及び設計図書の不明なものは、調査職員と協議のうえ指示に従うこと。

2. 積算方式

本業務は、熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表を用いた積算方式の試行対象業務である。

3. 共通仮設費及び現場管理費率

本業務は、「土木工事標準積算基準」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象業務である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率： 1. 1 現場管理費率： 1. 1】

4. 業務内容

(1) 本業務に関する業務内容については、本書を含むその他の仕様書のとおりとする。

(2) 本業務の履行場所は、位置図に示すとおりとする。

5. 単価設定及び工種、支払額

(1) 代表単価

本業務の業務委託料算定の基準となる工種の単位数量当たりの単価である代表単価（税抜）は、別紙設計概要のとおりとし、この単価を単価指数 100% とする。

(2) 代表単価以外の各工種の単位数量当りの単価

代表単価以外の各工種の単位数量当りの単価（税抜）は、代表単価に対するその割合を表した別紙明細書記載のそれぞれの単価指数（%（小数点第3位以下切り捨て））を代表単価に乗じた額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

(3) 契約単価（1単位当りの額）

業務委託料の算出に用いる契約単価は、各工種の単位数量当りの単価

を別紙明細書記載のそれぞれの単位数量で除した 1 単位当りの額（1 円未満の端数切り捨て）とする。

(4) 業務委託料

業務委託料は、検査に合格した業務が完了した数量に各工種の契約単価を乗じた額（1 円未満の端数切り捨て）の合計額に消費税相当額を加えた額とする。

(5) 適用工種

本業務に対する適用工種は別紙明細書のとおりである。

本業務期間は、委託者から指示があった場合、受託者は本業務に対する適用工種については対応しなければならない。

また明記されていない工種が発生する場合は、委託者と受託者との協議を行い決定する。

(6) 予定見込数量

別紙明細書の予定見込数量は、あくまで予定数量であるので実施数量に増減が生じる。

(7) 予定総額

予定総額は、あくまで予定見込数量により算定した総額であるので、実施数量により総額に増減が生じる。

6. 法定外の労災保険の付保

本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

7. 管理技術者

- (1) 管理技術者は、受託者の代理人として委託目的遂行の為、業務全般を統括し、責任をもってその業務に携わること。
- (2) 管理技術者は、各作業に必要な日数及び人員・機械等を把握し、的確な人員配置を行うこと。
- (3) 管理技術者は、他の業務従事者の模範となるよう率先して業務に従事すると共に適切な指示・監督を行ない、安全で清潔な現場環境を確保すること。
- (4) 管理技術者は、調査職員と連絡を密にとり疑義が生じた場合は、協議を行うこと。

8. 作業手順

- (1) 委託者から作業指示書により発注
- (2) 現地調査及び必要に応じて作業方法等の協議
- (3) 作業方法、安全対策、作業日程の報告
- (4) 作業実施（完了後すみやかに連絡）
- (5) 委託者へ作業報告書に位置図、写真、作業日報、その他必要書類を添付し提出
- (6) 月毎の実績報告書、実施工程表、処分量集計表、交通誘導員等配置実績集計表、安全訓練実施状況（資料の提出は不要）を提出（翌月 5 日まで）

9. 作業時の注意点

- (1) 作業指示後から作業終了までの期間は、現場の安全管理に努めて事故防止の措置を実施すること。
- (2) 受託者は作業指示を受けた後、現地を確認し作業方法、安全対策、作業日程を定め委託者へ報告すること。なお、報告内容に変更が生じた場合はその都度報告を行うこと。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に迅速に対応できるよう心がけなければならない。尚、作業指示書による発注後、翌日から起算して14日以内に着手できない場合は、委託者に理由書及び作業計画書を提出し承認を得ること。
- (4) 写真管理については、各路線及び各業務工程（作業前・状況・作業終了）を明確に撮影すること。但し、一般廃棄物処理施設への搬入荷卸については、複数箇所分の荷卸状況を兼ねることは可とする。また、一般廃棄物処理施設（許可看板）を撮影すること。
- (5) 維持管理のため、緊急的な作業（ゴミ・不法投棄の回収、清掃等）が発生し、指示を受けた場合は早急に作業を行うこと。緊急的な作業が発生した場合、委託者からの指示に従い、すぐに作業に取り掛かれる態勢を確立し、現場へ急行しなければならない。現地確認後、作業計画を立案し、使用機械、人員、資材の適正配置を図るものとする。また、すぐに作業が困難な場合は、応急的な処置を施すものとする。尚、指示については、作業指示書又は電話連絡等で行うものとし、電話連絡等で指示を行った場合は、後日、受注者に作業指示書を渡すものとする。
- (6) 数量の単位については、単価表の検収単位とする。
- (7) 諸事情により作業指示書どおりの作業が出来ない場合は、遅滞なく委託者と協議を行うこと。
- (8) 受託者は、委託者の委託目的・内容を完全に理解し、その目的遂行の為、専門的な知識・経験を生かし、業務を行なうこと。
- (9) 受託者は、業務遂行に必要な技術・技能者及び人員・機械等を確保し、業務に遅延なきように万全な作業体制をつくること。
- (10) 受託者は業務を実施する際は、隣接住民に個別訪問（チラシ配布）を行い、周知徹底を図り、苦情等を未然に防止すること。また、隣接道路利用者についても予告看板等を設置し、周知徹底を図り、速やかに作業を実施すること。尚、やむを得ず作業を中止する場合も同様に、隣接住民並びに道路利用者に周知徹底を図ること。
- (11) 受託者は、作業従事者が隣接住民等と接触する場合の言葉使いや対応の仕方について、事前に十分指導及び徹底を図ること。
- (12) 受託者は、前項の規定を守り、苦情等の発生を未然に防止すること。また苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応処理し、内容等について委託者に報告すること。
- (13) 業務の都合上、特別な通行規制、早朝、夜間等に業務を行う必要がある場合または、他の業務や工事の支障となる場合には、事前に委託者と協議すること。
- (14) 作業することにより、他の業務または工事の支障となる場合には、委託者まで連絡の上、実施すること。

- (15) 関係官公庁その他に対して交渉を要する時または交渉を受けた時は、速やかに委託者と協議を行うこと。
- (16) 受託者は、業務で知り得た個人情報については、個人情報保護法等により定められている義務を厳守すること。

10. 工程管理

- (1) 業務工程表に基づき、速やかに着手し、業務完了に遅延がないこと。
- (2) 業務工程表を作成する際は、業務内容を十分理解し、作業・養生期間等の必要日数及び雨天等の不確定日数を考慮すること。また委託者から業務工程について、詳細な工程表の提出を求められた場合は、これに応じること。

11. 安全管理

- (1) 安全管理については、第三者（隣接住民等）及び業務の安全を重視し、看板・立ち入り防止柵等を設置し、事故防止に万全の措置をとること。
- (2) 業務従事者は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用し、動きやすい服装で作業すること。
- (3) 高所・急傾斜地等の危険箇所では、安全用具を設置・装着し、作業すること。
- (4) 道路交通法を有する公道で作業を行う場合は、管轄地区の警察署に道路使用の申請し許可を得ること。また道路使用許可書のコピーを完了書類に添付すること。尚、申請手数料については、受託者負担とする。
- (5) 事故等が発生した場合には、速やかに対処すると共に、委託者に報告すること。
- (6) 作業区域内で危険箇所等を発見した場合には、ただちに事故防止の措置を施し、委託者まで至急連絡しなければならない。

12. 出来形管理

出来形管理については土木工事施工管理基準（熊本県）により行うこと。ただし、同基準によりがたい場合は調査職員と協議すること。

13. 提出書類

- (1) 受託者は、業務着手前までに作業員名簿及び作業に必要な資格証等の写し、緊急時の連絡体制及び対応方法について、書面にて提出すること。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託する場合、再委託承諾願を提出すること。
- (3) 委託者は、業務委託契約関係の書式等に基づいて、調査職員に提出すること。これに定めのないものは、調査職員の指示する様式によるものとする。
- (4) 業務委託契約関係の書類及びその他の関係書類（数量総括表・出来形平面図・展開図・求積表・各種写真等）は4穴をあげ、A4サイズ（A3サイズの場合は3つ折）で提出すること。また履行期間中であっても調査職員の指示があった場合は、速やかに提出すること。
- (5) 写真は、業務の作業状況及び数値等が確認できるように必要項目を黒板に記載の上、明確に撮影（カラー）し、提出すること。また、撮影した

写真は、作業箇所別に業務内容を整理すること。

- (6) 成果品（報告書、出来形展開図、写真等）については、電子データ（PDF 形式、EXCEL 形式、工事写真管理ソフト等）も提出すること。なお、電子データの形式については業務着手前に調査職員と協議すること。

1 4. その他

- (1) 受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業について、疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、指示を受けなければならない。
- (2) 調査職員から指示された場合、作業中及び作業完了時に段階確認を受けること。その際、事前に調査職員と十分に協議をおこなうこと。

熊本市水道施設樹木点検等業務委託(単価契約)

特記仕様書

1. 業務概要

本業務は、熊本市上下水道局が管理する水道施設の樹木を「九州版街路樹リスクマネジメントの手引き(平成19年3月九州地方整備局)」に基づき、目視点検・打音調査の簡易点検に加えて、根の点検(鋼棒貫入)を実施するものである。また、診断結果等に応じて、危険な樹木の撤去等を行うもの。

2. 業務目的

当局が管理する樹木の予防保全的な維持管理を計画的に進めることにより、市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、まちを良好な状態に保持するため、本業務を行うものである。

3. 調査対象区域及び樹木

本業務の対象区域は熊本市内に存在する水道施設のうち、別紙①「対象施設一覧表」にある対象施設内の樹木である。ただし、作業の過程において必要が生じた場合は、協議の上、調査範囲を変更するものとする。

4. 業務内容

(1) 点検準備

本業務の樹木点検について診断手法やカルテの記入、業務工程の検討、点検結果のまとめ方や報告手段など実施前に調査職員と事前打合せを行うこと。

(2) 樹木簡易診断

樹木形状、活力状況、樹体(地上部)の欠陥等について把握するため、「九州版街路樹リスクマネジメントの手引き」に基づき次の診断を行うものとする。

診断にあたっては、樹高計、巻尺、木槌、鋼棒、双眼鏡等を用い、1本1本について全景写真を撮影し、被害箇所をの局部写真を貼付する。写真欄が足りない場合は別紙に添付する。

①樹木形状

樹高、幹周、枝張り、枝下高を測定するとともに、樹冠形状(自然樹形、自然相似樹形、人工樹形)、樹体の傾きについて確認するものとする。

②活力状況

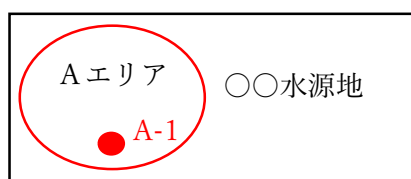
樹勢について把握するものとする。

③地上部の欠陥

枝や幹、根株における空洞や腐朽、キノコの着生、亀裂、不完全な結合、隆起、打音異常、鋼棒貫入異常、樹体の揺らぎについて把握するものとする。

(3) 作業について

- ア. 樹木の簡易診断を実施する際は、別紙②「簡易診断カルテ」に点検結果を記入し、その他何か特筆すべき事柄についてはその他安全管理に関する特記事項に記載すること。
- イ. 「簡易診断カルテ」については、施設名や施設番号、見取り図を作成すること。また、同施設内においては、樹木の数だけ樹木番号を割振り、当該樹木を見取り図上にプロットすること。
(例: ○○水源地 樹木番号 A-1、A-2 ※○○水源地のAエリアの1番、2番)



- ウ. 点検時は、全体が把握できるよう遠景、近景写真を撮影すること。
- エ. 点検結果及び撮影した写真、当該樹木の位置をプロットした見取り図についてはエクセルデータにて整理すること。
- オ. 見取り図の作成については、調査職員と協議し決定すること。
- カ. 点検結果が「簡易診断カルテ」上のD判定またはE判定になった場合は伐採等を実施するため、上記の点検結果になった場合は点検の翌日までに調査職員に報告すること。点検中、特に危険だと判断される場合は至急調査職員に報告し、指示を仰ぐこと。報告の際は、簡易診断カルテ及び写真等を提出すること。
- キ. 特に根株を腐朽する原因である「ベッコウダケ」「コフキタケ」が着生している場合は、E判定として速やかに調査職員に報告後、樹木の撤去を行うこと。
- ク. 全体が枯れている樹木や根元から揺れる樹木についても、E判定として、速やかに調査職員に報告後、樹木の撤去を行うこと。
- ケ. 樹木自体に異常が視られない場合でも、隣接地への影響や樹木の傾き、枯れ枝の有無や植栽地盤の状態など剪定等の処置が必要な場合はその他安

全管理に関する特記事項欄に記載し、調査職員の指示を仰いで撤去等を行うこと。

- コ. 対象樹木が低木等により根元が確認できない場合は、剪定により根元を露出した上で、空洞やキノコの着生有無を確認すること。

(4) 点検時の注意事項

①地上部の欠陥

a) 大枝の欠陥

- ・幹や枝との結合部の欠陥

幹や他の枝との結合部に腐朽や亀裂が入っていないか、樹皮を巻き込んでいないかを確認する。また、穿孔虫による被害がないかを確認する。

- ・大枝の本体

枝の枯死や折損によるぶら下がり枝が認められないか、樹皮の剥がれや亀裂、腐朽がないかを確認する。

- ・再生頂上枝の結合

主幹の頂部が切断(トッピング)され、その後に再生した頂上枝がある場合には、主幹切断部の腐朽状況を確認する。

b) 幹の欠陥

- ・幹の本体

幹に空洞や腐朽、亀裂等がないかを目視あるいは木槌による打診音で確認する。

- ・幹の結合

複数の幹がある場合、幹同士の結合部に樹皮を巻き込み、結合が不完全な状態(入り皮)になっていないかを確認する。

- ・昆虫の生息

ハチやアリ等は、腐朽や空洞があるとその空間に営巣することがあり、腐朽や空洞の指標となる。そのため、これらの昆虫が生息していないかを確認する。

c) 根元(根株)の欠陥

- ・根元(根株)の本体

根元(根株)に腐朽や、鋼棒貫入での異常等がないかを目視あるいは鋼棒により確認する。ナラタケ等の根株腐朽菌は、倒伏に直結する大きな腐朽被害となるため、見落としがないように細心の注意が必要である。また、根株が削られていないか、根元(根株)に根が巻き付いて(ガードリングルート)根株の肥大成長を妨げていないか、縁石を巻き込んで根元(根株)がくびれてい

ないかについても把握する。

- ・植栽基盤との密着

樹体の揺れを確認するとともに、大きく揺れたことによって生じる土壌と根株に隙間がないかを確認する。

- ・昆虫の生息

ハチやアリ等は、腐朽や空洞があるとその空間に営巣することがあり、腐朽や空洞の指標となる。特に、イエシロアリは根株の空洞に大きな塊状の巣をつくるため、その生息を確認する。

②根系の欠陥

- ・露出した根系

地上に露出した根系については、切断や腐朽、枯死・欠損等の欠陥がないかを確認する。

- ・地中の根系

地中にある根系の欠陥は外観では明確にわからないため、本質的な組織の枯れや腐朽が起こるまでなかなか発見されない。そのため、根系の欠陥を明らかにするためには、地上部の微候（例えば小枝の枯れや異常な葉の色）、根株における微候（子実体の発生、鋼棒貫入の有無）、隣接した樹木との外観比較及び植栽地の特性等から判断する。

具体的には、予測する根系伸長範囲内において根系が地中で浮き上がったことによる土壌の盛り上がりがないか、根系伸長を阻害する植栽基盤の構造、土壌の流出、土壌の固結がないかを確認する。また、根系の切断を伴う周辺工事がないかを確認する。

③生育条件

a) 保護材

- ・支柱の必要性

樹木の活着を把握するために、根の伸長状況及び樹木の揺れの状況を調査する。

- ・支柱の結束状況・樹木損傷状況

支柱を構成する材間の結束部分及び支柱と樹木の間の結束部分について、ゆるみがないか調査する。また、逆に結束縄等が幹に食い込んだり、支柱本体が樹木へ食い込んで、樹幹に損傷を与えていないかを調査する。

b) 支柱、踏圧防止板等の損傷

支柱の腐朽・損傷の有無を調査する。また、踏圧防止板や植樹柵の縁石、舗装等に浮き上がりが生じていないかの調査を行う。

④障害対象

a) 植栽基盤

植栽場所の土地利用条件、植栽地形状(隣接地への影響等)を把握して区分する。(建物への影響の有無や、密集地、植栽柵など)

b) 障害対象予測

施設周辺の歩行者等および施設内の職員等の交通状況、施設周辺の住居等の建築状況、施設内の建築物、土木構造物、機械・電気設備等の施設状況、架空線の設置状況等を確認し、必要に応じて、その他安全管理に関する特記事項に記載する。

5. 撤去(伐採・枯損枝撤去等)

ア.簡易診断結果によって、D判定またはE判定後、調査職員の指示を仰いだ上で伐採すること。

イ. 伐採のみの場合はできるだけ地際(地表面から10cm以内)で処理し、周囲との段差解消を図ること。また、必要に応じて防腐処理等を行うこと。

ウ. 切り口は水平で滑らかに、面取りをしてきれいに仕上げること。

エ. 資格を要する作業を行う場合は、資格を有する者が実施すること。

オ. 原則日中での作業を想定しているが、夜間等での実施が必要な場合は、調査職員と協議し、決定すること。

カ. 受託者は、作業実施に当たり適切な安全対策を施し、事故のないように安全管理には万全の注意を払うこと。また、施設内通行者の安全に十分に注意し迷惑をかけることのないよう配慮すること。

キ. 周辺樹木、施設等に損傷の恐れがある場合は、適切な処置を行うこと。

ク. 枯れ枝による枝折れ、隣接樹木への影響などを考慮し、撤去(剪定)を行うもの。程度、範囲については、調査職員と協議を行うこと。

6. 剪定

ア. 簡易診断の中で剪定等の処置が必要になった場合に調査職員の指示を仰いだ上で実施するもの。

イ. 枯れ枝による枝折れ、隣接樹木への影響などを考慮し、剪定を行うもの。

7. その他

- ア. 集積については、取り残しが無いよう注意すると共に、残材処分については、車両搬出時の飛散防止及び交通安全に努め、熊本市指定の一般廃棄物処理施設にて処分を行い、搬入時の伝票をコピーし、処分量集計表と共に提出すること。但し、清掃で発生したごみについては、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に基づき分別し、市指定の施設へ処分すること。また熊本市外の処理場に搬入する場合は、受託者が「処理場へ搬入すること」について、搬入を予定している自治体から承認を得ていることを示す書類の写しを提出すること。
- イ. 特に理由が無い場合は、土日祝日の作業は避けること。
- ウ. 業務実施に際しては、通行人、車両および施設内通行者の安全を確保し、作業中に物損等が生じた場合は、業務委託契約書第28条及び第29条に基づき、受託者にて負担すること
- エ. 作業実施により、撤去（伐採等）を行った場合は、樹木診断を実施した際に作成した簡易診断カルテ及び施設内の見取り図（位置を反映したもの）に反映すること。
- オ. 作業上どうしても撤去等が必要になる樹木や施設内に必要のない樹木（雑木等）がある場合には、委託者に報告し、指示を受けて対応すること。特に成長が早いセンダンなどの雑木については、発見後は早急に協議を行い対応に努めること。
- カ. 写真管理については、下記の一般的な写真管理一覧表に基づき写真管理を行い明確に撮影すること。また、黒板に実施施設名を記入し全ての写真を撮影すること。
- キ. カルテデータの更新について、枯枝等の剪定を実施した場合、当初の診断結果から更新される樹木についてはカルテ上の写真を剪定後の写真に更新し、診断内容についても更新をおこなうこと。

写真管理一覧表

業 種	写真管理内容	備 考
剪 定	剪定前、剪定、集積、荷卸、剪定後の各業務工程、剪定箇所の遠景	—
伐 採	伐採前、伐採、集積、荷卸、伐採後の各業務工程、伐採箇所の遠景	—
そ の 他	実施前、実施中、実施後の各業務工程	—

10. 成果品

成果品は次のとおりとし、一式を1部提出すること。なお、電子データのファイル形式は一般汎用データ形式とし、これら電子データがすべて当局にて処理及び加工、修正が可能な状態で納品すること。また、データを図面化するにあたっては、当局提供データを基に、当局にて加工可能な複合図として作成すること。成果品は本業務の進行に合わせ、必要な時期に遅延無く提出しなければならない。

- ・報告書(A4版)

- 簡易診断カルテ

- 診断時の写真データ(カルテに貼りつけ添付)

- 施設内における樹木一覧表及び樹木位置をプロットした調査平面図

- ・作業状況写真

- ・打合せ記録簿

- ・その他調査職員が指示するもの

- ・電子データ(CD・DVD等)

別紙①「対象施設一覧表」

番号	施設名	住所
1	健軍配水場	熊本市東区水源1丁目1-1
2	沼山津取水号10井	上益城郡益城町島田1864
3	秋田配水場	熊本市東区秋津町秋田2786
4	託麻取水4号井	熊本市東区小山町2203-2
5	託麻取水5号井	熊本市東区小山町2479-4
6	八景水谷送水場（取水2，4号井含む）	熊本市北区八景水谷1丁目7-3
7	八景水谷取水1号井（深1）	熊本市北区八景水谷1丁目7-2
8	八景水谷取水3号井（浅1）	熊本市北区八景水谷1丁目7-2
9	亀井送水場（取水1～4号井含む）	熊本市北区清水亀井町24-1
10	一本木送水場	熊本市北区飛田4丁目2-15
11	麻生田送水場	熊本市北区麻生田5丁目26-1
12	麻生田取水1号井	熊本市北区楡木5丁目1980
13	麻生田取水2号井	熊本市北区楡木5丁目2136-10
14	麻生田取水4号井	熊本市北区楡木6丁目2148-2
15	麻生田取水9号井	熊本市北区麻生田5丁目1980
16	池上送水場（取水1号井含む）	熊本市西区池上町900-3
17	城山送水場（取水3号井含む）	熊本市西区上代10丁目6-31
18	川尻取水2号井	熊本市南区元三町2丁目2-65
19	西梶尾配水場（取水1号井含む）	熊本市北区西梶尾町436-3
20	改寄配水場	熊本市北区改寄町1281
21	改寄取水2号井	熊本市北区改寄町130-1
22	戸島送水場	熊本市東区戸島町2636
23	高遊原配水池	菊池郡菊陽町曲手1501-1
24	小山山配水池	熊本市東区小山町3634
25	立田山配水池	熊本市中央区黒髪4丁目743
26	徳王配水池	熊本市北区徳王1丁目7-38
27	岩倉山配水池	熊本市北区清水岩倉3丁目7-1
28	城山第1配水池	熊本市西区上代9丁目8-10
29	城山第2配水池	熊本市西区上代9丁目8-20
30	万日山配水池	熊本市西区春日6丁目1765
31	万日山排水調整池	熊本市西区春日6丁目1765
32	和泉配水池	熊本市北区和泉町1806-3
33	天明配水場	熊本市南区奥古閑町3097
34	川床配水池	熊本市西区河内町野出1890-1
35	岩下加圧所	熊本市西区河内町岳1776-1
36	三ノ岳加圧所	熊本市西区河内町大多尾1741-4
37	焼野減圧槽	熊本市西区河内町野出
38	龍田団地加圧ポンプ所	熊本市北区龍田3丁目4
39	本妙寺第2加圧ポンプ所	熊本市西区島崎6丁目
40	島崎配水池	熊本市西区島崎7丁目
41	梅洞加圧ポンプ所	熊本市西区西松尾町4507-2
42	上松尾第1加圧ポンプ所	熊本市西区中松尾町1135-1
43	上松尾第2加圧ポンプ所	熊本市西区上松尾町2475-2
44	つつじヶ丘配水池	熊本市中央区黒髪7丁目497
45	西宮原水源池	熊本市北区植木町宮原859
46	大塚配水池	熊本市北区植木町正清392-2
47	山本配水場	熊本市北区植木町内831-1
48	木留送水場	熊本市北区植木町木留592-1
49	木留配水池	熊本市北区植木町木留1052-5
50	山口配水池	熊本市北区植木町木留1360-64
51	富応加圧所	熊本市北区植木町富応1032-8
52	黒石減圧槽	熊本市西区河内町大多尾
53	東門寺減圧槽	熊本市西区河内町東門寺817-2
54	大将陣第2減圧槽	熊本市西区河内町岳1856-13

別紙②「簡易診断カルテ」

区		調査日		調査者		施設 種別	
施設名							
樹木番号		樹種		形状寸法	H(目測)＝	m	C(実測)＝
植栽地盤	植栽基盤については、樹木の植栽地盤の種別を選んでください。 選択肢は【平地】【斜面】【フェンス外】左記以外は【その他】						

部位	評価項目	評価基準 ※「樹皮の異常」とは、樹皮の浮き上がり、亀裂、欠損、腐朽、昆虫による削孔等を指す。				
			1	2	3	4
全体	樹 勢	良好		衰弱の兆候が見られる		衰弱している
大枝・幹	骨格となる大枝	特に異常なし	樹皮の異常※あり (横幅が大枝周囲長の1/10未満)	樹皮の異常※あり (横幅が大枝周囲長の1/10～1/3未満)	樹皮の異常※あり (横幅が大枝周囲長の1/3以上)	空洞あり (横幅が大枝周囲長の1/3以上)
			剪定後の萌芽量が少なく、伸長もやや不良	不適切な著しい強剪定	ブツ切り剪定が目立ち、切り口からの枯れ下がりが見られる	腐朽あり (横幅が大枝周囲長の1/3以上)
	幹	特に異常なし	樹皮の異常※あり (横幅が幹周囲長の1/10未満)	樹皮の異常※あり (横幅が幹周囲長の1/10～1/3未満)	樹皮の異常※あり (横幅が幹周囲長の1/3以上)	空洞あり (横幅が幹周囲長の1/3以上)
			大枝切断痕の巻き込みが不十分で、切り口に亀裂がある	大枝切断痕の切り口に浅い腐朽が見られる	打音異常部位がある 不自然な樹幹傾斜がある 大枝切断痕の切り口に空洞がある	腐朽あり (横幅が幹周囲長の1/3以上)
根元	地際から20cm迄の範囲	特に異常なし	樹皮の異常※あり (横幅が根元周囲長の1/10未満)	樹皮の異常※あり (横幅が根元周囲長の1/10～1/3未満)	空洞あり (横幅が根元周囲長の1/3未満)	空洞あり (横幅が根元周囲長の1/3以上)
				根上がりが顕著で 露出痕の出は10cm以上	打音異常部位がある 根上がりが顕著で 植栽樹(帯)からはみ出ている	腐朽あり (横幅が根元周囲長の1/3以上)
根	根	特に異常なし			鋼棒の挿入延長が幹直径の1/2未満	鋼棒の挿入延長が幹直径の1/2以上(※E判定)

緊急処置を要する項目

シロアリ	部位に係わらず	生息していない	生息している	※生息している場合：総合評価はEとする
キノコ	根元	着生していない	着生している	※着生している場合：総合評価はEとする
支柱	☐ なし ☐ あり 処 置 : ☐ 不要 ☐ 撤去 ☐ 修繕 ☐ 再設置			
その他安全管理に関する特記事項	葉がない状態の枯れ木、危険なぶら下がりが枝、根元の大きな揺らぎ、架線支障枝、害虫の集団発生等緊急処置を要する事項			
記入がある場合は総合評価E	鋼棒貫入深 cm			

総合評価	各項目の評価値の中で最も高い値を総合評価とする				
	0	1	2	3～4	
	A	B	C	D	E
	健全	概ね異常なし	軽度の異常がある	重大な異常がある	危険性が高い
	定期点検(5年後)	経過観察(2年後)	経過観察(1年後)	要詳細診断	処置後、伐採以外は 本票による再評価を実施